

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業制度に関して以下の見直しを行う。

改正事項		現 行	改正案
育児・介護休業法	育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者は対象外	期間を定めて雇用される者のうち、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加
	育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあつては、子が1歳6か月に達するまで
	介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、介護を要する一の継続する状態ごとに取得可能。期間は通算して93日まで
	子の看護休暇制度の創設	事業主の努力義務	労働者が、年に5日を限度として取得できるようにする
雇船 用員 保保 険険 法法	育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲の拡大	上記 及び 同じ	上記 及び にあわせて改正

施行期日 平成17年4月1日